

福山市慢性腎臓病（CKD）予防対策事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、福山市の人工透析の導入者数の割合を減少させるとともに、CKD（慢性腎臓病をいう。以下同じ。）を起因とする心血管系疾患の減少を図ることを目的に、一次医療機関（かかりつけ医）（以下、「一次医療機関」という。）と二次医療機関（担当医）（以下、「二次医療機関」という。）の診療連携を行うとともに、市が未受診者に対し、受診勧奨及び生活指導を実施する。

第2 業務の実施方法等

1 実施方法

福山市国民健康保険特定健康診査を受診した対象者に対し、連絡票を用いて一次医療機関に紹介を行い、必要に応じて二次医療機関に紹介する。その結果をもとに治療方針や今後の診療について連携を図る。

未受診者については、福山市が受診勧奨及び生活指導についてのフォローを行う。

2 対象者

福山市国民健康保険特定健康診査受診者で次の紹介基準のいずれかに該当する人。

（1）一次医療機関に紹介する基準

- ①eGFR60ml/min/1.73 m²未満
- ②尿蛋白1+以上

（2）二次医療機関に紹介する基準

- ①eGFR50ml/min/1.73 m²未満(70歳以上では40 ml/min/1.73 m²未満)
- ②尿蛋白2+以上
- ③尿蛋白と血尿がともに陽性（1+以上）
- ④尿蛋白／クレアチニン比0.5 g/g以上
- ⑤その他医師が必要と判断した場合

第3 二次医療機関の基準について

CKD予防対策について理解し、管理栄養士が配置されており栄養指導が可能な医療機関とする。

日本腎臓学会もしくは日本透析医学会の会員であることが望ましい。

第4 事後指導について

医療機関は、連絡票結果について対象者に今後の方針とあわせ説明を行う。

第5 記録の整備

市は、連絡票を保管し、継続的な保健指導に役立てるものとする。二次医療機関は連絡票を少なくとも3年間は保管しなければならない。

附則

この実施要領は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、2015年(平成27年)5月15日から施行する。

附則

この実施要領は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。